

平成28年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.5.27現在）

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A317-00	190152370	重症児（者）受入連携加算（特定一般病棟入院料）	5	上限回数	1	0	訂正（上限回数の設定がもれているため）
A400-00	190195910	短手3（水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他・両側）	5	歯科適用区分	1	0	訂正（歯科適用区分の設定誤りのため）
A400-00	190196010	短手3（水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他・両側）（生活療養）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190196110	短手3（水晶体再建術・眼内レンズ挿入しない・両側）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190196210	短手3（水晶体再建術・眼内レンズ挿入しない・両側）（生活療養）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190196310	短手3（経皮的シャント拡張術・血栓除去術）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190196410	短手3（経皮的シャント拡張術・血栓除去術）（生活療養）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190196510	短手3（鼠径ヘルニア手術（3歳未満））	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190196810	短手3（鼠径ヘルニア手術（3歳未満））（生活療養）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190196610	短手3（鼠径ヘルニア手術（3歳以上6歳未満））	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190196910	短手3（鼠径ヘルニア手術（3歳以上6歳未満））（生活療養）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190196710	短手3（鼠径ヘルニア手術（6歳以上15歳未満））	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190197010	短手3（鼠径ヘルニア手術（6歳以上15歳未満））（生活療養）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190197110	短手3（腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（3歳未満））	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190197410	短手3（腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（3歳未満））（生活療養）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190197210	短手3（腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（3歳以上6歳未満））	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190197510	短手3（腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（3歳以上6歳未満））生活療養	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190197310	短手3（腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（6歳以上15歳未満））	5	歯科適用区分	1	0	〃

※平成28年4月診療分から適用

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A400-00	190197610	短手3（腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（6歳以上15歳未満））生活療養	5	歯科適用区分	1	0	訂正（歯科適用区分の設定誤りのため）
A400-00	190197710	短手3（体外衝撃波腎・尿管結石破碎術）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190197810	短手3（体外衝撃波腎・尿管結石破碎術）（生活療養）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190197910	短手3（ガンマナイフによる定位放射線治療）	5	歯科適用区分	1	0	〃
A400-00	190198010	短手3（ガンマナイフによる定位放射線治療）（生活療養）	5	歯科適用区分	1	0	〃
D215-00	160207270	微小栓子シグナル加算	5	省略カナ名称	ヒョウセンシクナルカサン	ヒョウセンシクナル	訂正（省略カナ名称の設定誤りのため）
D238-00	160207610	脳波検査判断料1	5	省略カナ名称	ノウケンサハダツリョウ1	ノウケンサハダツリョウ	〃
D238-00	160147610	脳波検査判断料2	5	省略カナ名称	ノウケンサハダツリョウ2	ノウケンサハダツリョウ	〃
D238-00	160207710	遠隔脳波検査判断料1	5	省略カナ名称	エンカクノウケンサハダツリョウ1	エンカクノウケンサハダツリョウ	〃
E003-00	170034310	造影剤注入（点滴注射）（乳幼児）	5	歯科適用区分	1	0	訂正（歯科適用区分の設定誤りのため）
E003-00	170034410	造影剤注入（点滴注射）	5	歯科適用区分	1	0	〃
E003-00	170034510	造影剤注入（点滴注射）（その他）（入院外）	5	歯科適用区分	1	0	〃
E003-00	170034610	造影剤注入（動脈注射）（内臓）	5	歯科適用区分	1	0	〃
E003-00	170034710	造影剤注入（動脈注射）（その他）	5	歯科適用区分	1	0	〃
J045-02	140056170	一酸化窒素ガス加算（新生児低酸素性呼吸不全）	5	医療観察法対象区分	3	2	訂正（医療観察法対象区分の設定誤りのため）
J045-02	140056270	一酸化窒素ガス加算（その他）	5	病院・診療所区分	0	1	訂正（病院・診療所区分の設定誤りのため）
			5	医療観察法対象区分	3	2	訂正（医療観察法対象区分の設定誤りのため）
K000-00	150391350	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm未満）	5	歯科適用区分	1	0	訂正（歯科適用区分の設定誤りのため）
K000-00	150391450	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満）	5	歯科適用区分	1	0	〃
K000-00	150391550	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸部）	5	歯科適用区分	1	0	〃

※平成28年4月診療分から適用

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K000-00	150391650	皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他）	5	歯科適用区分	1	0	訂正（歯科適用区分の設定誤りのため）
K000-00	150391750	皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、長径5cm未満）	5	歯科適用区分	1	0	”
K000-00	150391850	皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、長径5cm以上10cm未満）	5	歯科適用区分	1	0	”
K000-00	150391950	皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、長径10cm以上）	5	歯科適用区分	1	0	”
K000-02	150393250	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm未満）	5	歯科適用区分	1	0	”
K000-02	150393350	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、2.5cm～5cm未満）	5	歯科適用区分	1	0	”
K000-02	150393450	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、5cm～10cm未満）	5	歯科適用区分	1	0	”
K000-02	150393550	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達する、10cm以上）	5	歯科適用区分	1	0	”
K000-02	150393650	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未満）	5	歯科適用区分	1	0	”
K000-02	150393750	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、2.5cm～5cm未満）	5	歯科適用区分	1	0	”
K000-02	150393850	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、5cm～10cm未満）	5	歯科適用区分	1	0	”
K000-02	150393950	小児皮膚採取（培養用、筋肉等に達しない、10cm以上）	5	歯科適用区分	1	0	”
K059-00	150392050	骨移植術（自家骨又は非生体同種骨移植と人工骨移植の併施、特殊）	5	歯科適用区分	1	0	”
K059-00	150392150	骨移植術（自家骨又は非生体同種骨移植と人工骨移植の併施、その他）	5	歯科適用区分	1	0	”

※平成28年4月診療分から適用